

改正育児・介護休業法等説明会

～平成29年1月1日までに就業規則の改定等が必要です～

妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女ともに離職することなく働き続けることができるよう、育児・介護休業法が改正され、平成29年1月に施行されます。

また、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の改正により、平成29年1月から新たに妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについても防止措置を講じることが義務づけられます。

今回の改正により、事業主の皆様は就業規則の見直し、相談窓口の設置等への対応が必要になりますので、是非、説明会にご参加ください。



トモニン

トモニンは「仕事と介護を両立できる職場環境」の整備促進のためのシンボルマークの愛称です

| 日 時 | 場 所 |
|--------------------------------|---|
| 9/15、10/18 は定員に達しました | 9/15 は厚生労働本省職員による説明です。 |
| 平成28年 9月15日 (木) 14:00～16:30 | 大宮ソニックシティ 小ホール (定員490名) (さいたま市大宮区桜木町 1-7-5) |
| 平成28年 9月30日 (金) 14:00～16:30 | JA 共済埼玉ビル 大会議室 (定員300名) (さいたま市大宮区土手町 1-2) |
| 平成28年10月 5日 (水) 14:00～16:30 | 熊谷文化創造館 月のホール (定員220名) (熊谷市拾六間 111-1) |
| 平成28年10月18日 (火) 14:00～16:30 | 大宮ソニックシティ 市民ホール (定員180名) (さいたま市大宮区桜木町 1-7-5) |

対 象 者 経営者、人事労務担当者 等

内 容

- 改正育児・介護休業法について
- 改正男女雇用機会均等法について
- 働き方の見直し等について 等

説明者 埼玉労働局職員 他

※個別相談会を同時開催

問合先 埼玉労働局雇用環境・均等室 TEL 048-600-6210

申込先 埼玉労働局雇用環境・均等室 FAX 048-600-6230

申込方法 下記申込書により FAX にてお申し込みください。

(参加費無料)

※各回ともに定員になり次第締め切ります。受付連絡はいたしません

ので、当日会場へ直接お越しください。

※極力公共交通機関をご利用下さい。駐車場を利用される場合自己負担となります。



埼玉労働局雇用環境・均等室あて
(FAX 048-600-6230)

改正育児・介護休業法等説明会

参加申込書

| | |
|----------------------|---|
| (ふりがな) 事業所名 | |
| 参加者 部署・氏名 | (部署) (氏名) |
| 電話番号 | |
| 希望日 (希望する日に○) | 第1回 (9月15日(木) 14:00~16:30) 第2回 (9月30日(金) 14:00~16:30) 第3回 (10月5日(水) 14:00~16:30) 第4回 (10月18日(火) 14:00~16:30) |
| 聞きたい内容 (希望するものに○) | 1 育児・介護関係制度の改正内容 2 就業規則の整備 3 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント 4 働き方の見直し |

※ 定員になり次第締め切ります

※ 参加いただけない場合のみご連絡します

※ ご記入いただいた個人情報につきましては、厳密に管理し、出席の確認以外には使用いたしません。